

## 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

パートタイム会計年度任用職員には報酬が支払われるため、減給に係る規定中「給料」としている部分に「報酬」を加える。(第3条)

### 2 新旧対照表

職員の懲戒に関する条例(昭和34年7月文京区条例第25号)

改正後(案)	現行
第一条及び第二条 (略)  (減給の効果) 第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で、給料(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 月文京区条例第 号)第十八條第一項に規定する諸手当相当報酬を除く。))の額の五分の一以下を減ずるものとする。  第四条から第六条まで (略)  付 則 この条例は、令和二年四月一日から施行する。	第一条及び第二条 (略)  (減給の効果) 第三条 減給は一日以上六月以下の範囲で、給料の額の五分の一以下を減ずるものとする。  第四条から第六条まで (略)